

有害性情報の報告に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

(新旧対象条文一覧)

○有害性情報の報告に関する省令（平成十六年厚生労働省・経済産業省・環境省令第二号）	（第一条関係）	1
○有害性情報の報告に関する省令（平成十六年厚生労働省・経済産業省・環境省令第二号）	（第二条関係）	6

○有害性情報の報告に関する省令（平成十六年厚生労働省・経済産業省・環境省令第二号）（第一条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（報告を要する知見の範囲） 第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第三十一条の二第二項（同条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）各号に規定する性状を有することを示す知見として厚生労働省令、経済産業省令及び環境省令で定めるものは、次の各号に掲げる性状につき、当該各号に掲げる知見とする。 一～五 （略） （報告を要する知見に係る報告書の提出） 第二条 報告対象物質の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造し、又は輸入した報告対象物質について、前条に規定する知見が得られたときは、法第三十一条の二第一項の規定に基づき、当該知見を得た日から六十日以内に別記様式第一による報告書を、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。 （報告を行う組成、性状等） 第三条 法第三十一条の二第三項に規定する組成、性状等に関する知見として厚生労働省令、経済産業省令及び環境省令で定めるものは、次の各号に掲げる知見とする。	（報告を要する知見の範囲） 第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第三十一条の二第二項各号に規定する性状を有することを示す知見として厚生労働省令、経済産業省令及び環境省令で定めるものは、次の各号に掲げる性状につき、当該各号に掲げる知見とする。 一～五 （略） （報告書の提出） 第二条 報告対象物質の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造又は輸入した報告対象物質について、前条に規定する知見が得られたときは、法第三十一条の二第一項の規定に基づき、当該知見を得た日から六十日以内に別記様式による報告書を、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。 （新設）

一	融点
二	沸点
三	蒸気圧
四	一―オクタノールと水との間の分配係数
五	水に対する溶解度
六	解離定数
七	光分解性
八	加水分解性
九	大気、水域、底質又は土壤に係る分配係数
十	生分解性
十一	生物濃縮性
十二	魚類に対する急性毒性又は慢性毒性
十三	水生の無脊椎動物に対する急性毒性又は慢性毒性
十四	水生の植物に対する毒性
十五	鳥類の繁殖に及ぼす影響
十六	底生生物に対する毒性
十七	生体内運命（継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあるものに係る知見に限る。次号から第二十四号において同じ。）
十八	薬理学的特性
十九	反復投与による毒性
二十	慢性毒性
二十一	変異原性
二十二	がん原性
二十三	催奇形性
二十四	生殖能及び後世代に及ぼす影響

二十五 其他毒性的に重要な影響

二十六 監視化学物質又は第二種特定化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合における、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）に関する前各号のいずれかに掲げる知見

（報告を行う組成、性状等に係る報告書の提出）

第四条 監視化学物質又は第二種特定化学物質の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造し、又は輸入した監視化学物質又は第二種特定化学物質について、前条に規定する知見を有しているときは、法第三十一条の二第三項の規定に基づき、遅滞なく、別記様式第二による報告書を、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出するものとする。

様式第一

(略)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第31条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり報告します。

(略)

様式第二

(新設)

様式

(略)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第31条の2第1項の規定により、下記のとおり報告します。

(略)

(新設)

有害性情報報告書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名 印
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第31条の2第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 監視化学物質又は第2種特定化学物質の名称及び構造式
 - 2 有害性情報を得た時期及びその入手方法
 - 3 有害性情報の概要
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 試験報告書、有害性情報の内容を示す書類等を添付すること。

3 氏名を記載し、押印することによって、署名すること
ができる。

改 正 案	現 行
（報告を要する知見の範囲） 第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）<u>第四十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）各号に規定する性状を有することを示す知見として厚生労働省令、経済産業省令及び環境省令で定めるものは、次の各号に掲げる性状につき、当該各号に掲げる知見とする。</u> 一（五）（略） （報告を要する知見に係る報告書の提出） 第二条 報告対象物質の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造し、又は輸入した報告対象物質について、前条に規定する知見が得られたときは、<u>法第四十一条第一項の規定に基づき、当該知見を得た日から六十日以内に別記様式第一による報告書を、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。</u> （報告を行う組成、性状等） 第三条 <u>法第四十一条第三項に規定する組成、性状等に関する知見として厚生労働省令、経済産業省令及び環境省令で定めるものは、次の各号に掲げる知見とする。</u>	（報告を要する知見の範囲） 第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）<u>第三十一条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）各号に規定する性状を有することを示す知見として厚生労働省令、経済産業省令及び環境省令で定めるものは、次の各号に掲げる性状につき、当該各号に掲げる知見とする。</u> 一（五）（略） （報告を要する知見に係る報告書の提出） 第二条 報告対象物質の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造し、又は輸入した報告対象物質について、前条に規定する知見が得られたときは、<u>法第三十一条の二第一項の規定に基づき、当該知見を得た日から六十日以内に別記様式第一による報告書を、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。</u> （報告を行う組成、性状等） 第三条 <u>法第三十一条の二第三項に規定する組成、性状等に関する知見として厚生労働省令、経済産業省令及び環境省令で定めるものは、次の各号に掲げる知見とする。</u>

一〇二十五 (略)

二十六 優先評価化学物質、監視化学物質又は第二種特定化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合における、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質(元素を含む。)に関する前各号のいずれかに掲げる知見

(報告を行う組成、性状等に係る報告書の提出)

第四条 優先評価化学物質、監視化学物質又は第二種特定化学物質の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造し、又は輸入した優先評価化学物質、監視化学物質又は第二種特定化学物質について、前条に規定する知見を有しているときは、法第四十一条第三項の規定に基づき、遅滞なく、別記様式第二による報告書を、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出するものとする。

様式第一

有害性情報報告書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

一〇二十五 (略)

二十六 監視化学物質又は第二種特定化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合における、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質(元素を含む。)に関する前各号のいずれかに掲げる知見

(報告を行う組成、性状等に係る報告書の提出)

第四条 監視化学物質又は第二種特定化学物質の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造し、又は輸入した監視化学物質又は第二種特定化学物質について、前条に規定する知見を有しているときは、法第三十一条の二第三項の規定に基づき、遅滞なく、別記様式第二による報告書を、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出するものとする。

様式第一

有害性情報報告書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名
住所

印

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第41条第1項
(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、
下記のとおり報告します。

記

- 1 報告対象物質の名称及び構造式
- 2 有害性情報を得た時期及びその入手方法
- 3 有害性情報の概要

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 試験報告書、有害性情報の内容を示す書類等を添付すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第二

有害性情報報告書

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名
住所

印

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第31条の2第
1項 (同条第2項において準用する場合を含む。)の規定によ
り、下記のとおり報告します。

記

- 1 報告対象物質の名称及び構造式
- 2 有害性情報を得た時期及びその入手方法
- 3 有害性情報の概要

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 試験報告書、有害性情報の内容を示す書類等を添付すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第二

有害性情報報告書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名 印
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第41条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 優先評価化学物質、監視化学物質又は第2種特定化学物質の名称及び構造式
 - 2 有害性情報を得た時期及びその入手方法
 - 3 有害性情報の概要
- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 試験報告書、有害性情報の内容を示す書類等を添付すること。

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名 印
住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第31条の2第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 監視化学物質又は第2種特定化学物質の名称及び構造式
 - 2 有害性情報を得た時期及びその入手方法
 - 3 有害性情報の概要
- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 試験報告書、有害性情報の内容を示す書類等を添付すること。

3 氏名を記載し、押印することによって、署名すること
とができる。

3 氏名を記載し、押印することによって、署名すること
とができる。